

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工経営支援課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成27年5月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 届出者名

株式会社アクアライト台町 代表取締役社長 千葉基
株式会社千葉愍ビル 代表取締役社長 千葉基
株式会社チバミン 代表取締役社長 千葉基
千葉由紀子

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

リオーネふるかわ
大崎市古川台町9番20号

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社アクアライト台町 代表取締役社長 千葉基
大崎市古川駅前大通り二丁目1番18号
株式会社千葉愍ビル 代表取締役社長 千葉基
大崎市古川駅前大通り二丁目1番18号
株式会社チバミン 代表取締役社長 千葉基
大崎市古川駅前東一丁目5番11号
千葉由紀子
大崎市古川駅前大通り二丁目1番18号

4 変更する事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) リオーネふるかわ
古川市台町9番20号
(変更後) リオーネふるかわ
大崎市古川台町9番20号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社アクアライト台町 代表取締役社長 千葉基
古川市古川駅前大通り二丁目1番18号
株式会社千葉愍ビル 代表取締役社長 千葉基
古川市古川駅前大通り二丁目1番18号

株式会社チバミン 代表取締役社長 千葉基

古川市古川駅前東一丁目5番11号

千葉由紀子

古川市古川駅前大通り二丁目1番18号

(変更後) 株式会社アクアライト台町 代表取締役社長 千葉基

大崎市古川駅前大通り二丁目1番18号

株式会社千葉慇ビル 代表取締役社長 千葉基

大崎市古川駅前大通り二丁目1番18号

株式会社チバミン 代表取締役社長 千葉基

大崎市古川駅前東一丁目5番11号

千葉由紀子

大崎市古川駅前大通り二丁目1番18号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所
株式会社メガネの相沢	相澤博彦	仙台市青葉区中央1丁目 8番31号
有限会社フルル	佐々木正	古川市中里1丁目6番6 号
株式会社フラワープロデ ュース	大内和宏	古川市駅前3丁目13番 2号
フランスベット株式会社	千葉俊之	東京都新宿区百人町1丁 目25番1号
有限会社アイワーク	加藤澄子	柴田郡柴田町西船迫2丁 目1番22号
有限会社レコードショッ プ セブン	齋藤佐利	古川市駅前大通り2丁目 1番22号
株式会社佐々栄文盛堂	佐々木栄董	古川市七日町11番6号
株式会社ササキ	佐々木久義	古川市駅前大通り1丁目 3番14号
古川ミート株式会社	鈴木優哉	古川市中島町2番12号

株式会社らいおん・クリ エイト	佐藤亨	仙台市太白区東中田4丁 目6番60号
--------------------	-----	-----------------------

(変更後)

名 称	代表者	住 所
有限会社テシロギ	手代木悟	大崎市三本木字北町25 番地2
有限会社よしだ	吉田整	大崎市古川台町3番44 号
株式会社東北リファイメ ント	佐々木良弘	大崎市三本木蟻ヶ袋字混 内山11番11号
渡辺貞義		石巻市和湊字要害山15 -3
株式会社いちまる	高橋従夫	大崎市古川穂波6-1- 10
有限会社レコードショッ プ セブン	齋藤佐利	大崎市古川駅前大通り2 丁目1番22号
株式会社東北セイムス	香田国仁	仙台市太白区西中田5丁 目17番1号
株式会社アクアライト台 町	千葉基	大崎市古川駅前大通り2 丁目1番18号
株式会社仙台三越	渡辺憲一	仙台市青葉区一番町4- 8-15

5 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地について

平成18年3月31日

(2) 設置者の住所について

平成18年3月31日

(3) 小売業者について

平成27年5月2日

6 届出年月日

平成27年4月22日

7 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

8 縦覧期間

平成27年5月1日から平成27年9月1日まで（ただし，閉庁日を除く。）

9 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工経営支援課

10 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。